# 国指定大東諸島鳥獣保護区 大東諸島特別保護地区 指定計画書(案)

平成16年9月29日

環 境 省

- 1 保護に関する指針等
- (1)特別保護地区の名称 大東諸島特別保護地区

#### (2)特別保護地区の区域

大東諸島鳥獣保護区の北大東村字中野のうち(176-1、237、242、256、274、276-1、279、282-1、282-19及び283)並びに字南のうち(111-1、113-1、114-1、140-1、141-1、142-1、147及び149-1)の各番地及び南大東村字北のうち(353-5、354、563-1、577-1、578、579、580、597、628-1、635-1、679-1、688-1、702、703、708-1及び714-1、)並びに字新東のうち(259、260-1、262-1、268-1、271-1、277及び379)並びに字池之沢のうち(31、40-1、234-1、234-3、238-1、238-2、241-1、241-2、242、244-1、244-2、250-1、250-2、252、253-1、254-1及び254-2、)並びに字在所のうち(3、3-2、4、5、6-1、6-2、7-1、7-3、8、9、11、12、15、16、17-1、17-2、80-1、82-1、83、84、89、96、97-1、102-1及び103-1)並びに字南のうち(205、207-12、)字旧東のうち(4-5、4-13、4-14、5-1、5-2、6-7、6-15、6-25、6-26、6-27、6-28、7-1、7-3、7-10、9-2、12-1及び28)の各番地の区域。

### (3)特別保護地区の存続期間

平成16年11月1日から平成36年10月31日(20年間)

(4)特別保護地区の保護に関する指針

特別保護地区の指定区分 希少鳥獣生息地の保護区

## 特別保護地区の指定目的

大東諸島鳥獣保護区は、沖縄島から東へ約400kmの洋上に位置する隆起環礁による海洋島であり、海洋によって大陸や日本列島等の近隣地域から隔離されてきた地域である。北大東島及び南大東島は、いずれも海岸線は断崖で、中央部は盆地状で池沼が点在しており、カモ類等の渡り鳥の重要な休息地となっている。

このような隔離された自然環境を反映して、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物レッドデータブック 哺乳類」(環境省編)に記載された絶滅危惧 A類のダイトウオオコウモリの生息地となっているほか、「同 鳥類」(環境省編)に記載された絶滅危惧 A類のダイトウノスリの生息地ともなっている。また、コアホウドリ、オオヨシゴイ及びセイタカシギ等の希少鳥類やダイトウカイツブリ、ダイトウコノハズク、ダイトウヒヨドリ、ダイトウメジロ等固有の亜種を含む数多くの種が生息するなど、当該特別保護地区は隔離された海洋島特有の自然環境を基礎として希少な哺乳類及び鳥類が多種確認されるという特徴を有している。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、大池等の池沼の水面、その周辺の湿地及び森林はダイトウオオコウモリ及び鳥類の休息の場又は採餌の場として良好な環境となっている。

このため、当該鳥獣保護区の中でも特に重要な区域として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する希少鳥類の生息地の保護を図るものである。

## 管理方針

・ダイトウオオコウモリ及び希少鳥類の休息の場又は採餌の場として、大池等の池沼の水面、 その周辺の湿地及び森林については、現状のままの保全を基本とする。

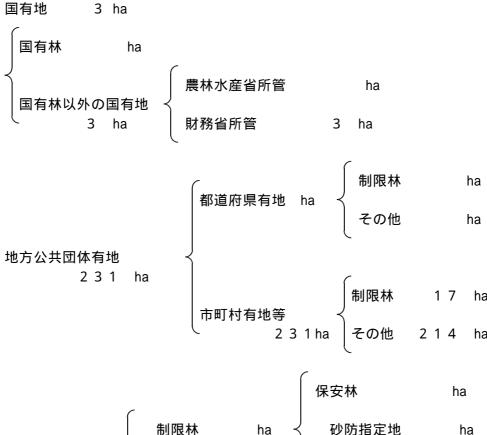
- ・当該区域内の用排水路の整備及び森林内の道路の改修に当たっては、鳥獣類の生息環境の 保全に十分な配慮がなされるよう、関係地方公共団体及び関係機関との調整を図る。
- 2 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積 総面積 234 ha

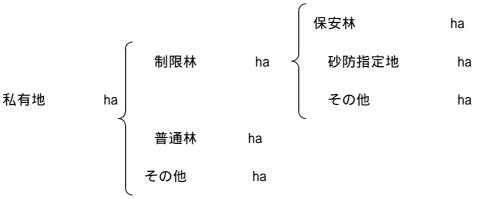
内訳

ア 形態別内訳

2 7 ha 農耕地 4 ha 水 面 136 ha その他 6 7 ha

イ 所有者別内訳





公有水面

ウ 他の法令(条例を含む)による規制区域

自然環境保全法による地域 h a 自然公園法による地域 h a

文化財保護法による地域

・国指定大池のオヒルギ群落6 h a・国指定長幕崖壁及び崖錐の特殊植物群落9 h a・南大東村指定ダイトウオオコウモリの生息地北の11 h a・北大東村指定中野ビロウ群落1 h a・南大東島西港旧ボイラー小屋1 1 5 ㎡

- 3 指定区域における鳥獣の生息状況
- (1) 当該地域の概要

# ア 特別保護地区の位置

当該区域は、北大東島のうち、長幕と呼ばれる斜面林、主要なビロウ林、主要な池沼・湿地帯及び周辺樹林等からなる区域並びに南大東島のうち、大規模なドリーネ、大池等主要な池沼・湿地帯及び周辺樹林等からなる区域。

## イ 地形、地質等

両島はいずれも隆起環礁であり、中央盆地部分には数多くの池沼・湿地が点在する。表層土 壌は、テラロッサと呼ばれる赤土、地盤は石灰岩からなる。

## ウ 植物相の概要

池沼や湿地の周辺、同心円上に島を取り囲む斜面林には、リュウキュウマツ、モクマオウ及びフクギ等が植林されているほか、一部にビロウ等の群落が成立している。

また、ダイトウシロダモ、ダイトウセイシボク等の固有種が生育している。

なお、北大東島の長幕、南大東島の大池周辺のオヒルギ群落及び東海岸地域の海岸植物群落は、国の天然記念物に指定されている。

## エ 動物層の概要

鳥獣保護区に同じ。

# (2)生息する鳥獣類

別表のとおり

- (3) 当該地域の農林水産物の被害状況
  - ・平成14年度 有害鳥獣捕獲許可件数 該当なし
  - ・平成15年度 有害鳥獣捕獲許可件数 該当なし
- 4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項 当該特別保護地区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより、被害を受け た者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。
- 5 特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

 特別保護地区用制札
 20 本

 案
 内
 板
 4 基